福島県総合計画審議会議事録

日　時　　平成２２年　２月　４日（木）１３：３０～１５：００

場　所　　杉妻会館　牡丹

司　　会

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部総合計画課の五十崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。

初めに企画調整部長よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

企画調整部長の井上でございます。本日は大変お忙しい中、この審議会にお集まりをいただき誠にありがとうございます。

さて、先般の総合計画審議会でも審議をいただきました新しい県の総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」でございますが、昨年12月の県議会でのご議決を全会一致でいただき、その後、この計画に基づいて予算編成を進め、昨日、知事から平成22年度の予算の発表をさせていただいたところであります。

この予算の中では、この審議会をはじめ、計画を策定している過程で寄せられた多くの意見等を踏まえまして、さまざまな新たな事業を構築したところでありますが、まさにこれからが実践の時を迎えるわけでございます。

そういった中で、この新しい総合計画の中で、この計画の進行管理をどうやってやっていくのか、この計画がきちんと実現しているかどうかをどうやって管理するのかということについても多くのご意見をいただきました。

この点について、これまで本県の場合は、総合計画の進行管理はこの審議会に報告をさせていただいて、他方で、いわゆる政策評価、事業評価については事業評価委員会という別の組織でこれを行うという二頭立てでやってまいったわけでありますが、この点につきまして、県の事業評価委員会の審議が先般ございまして、今後につきまして、計画の進行管理と政策の評価をより一体的にやっていくべきではないかという趣旨のご意見をいただいたところであります。

この点については、来週８日の月曜日にありますが、事業評価委員会から知事に対して正式に意見提言がなされることになっているわけでありますが、本日の審議会の中でも、この事業評価委員会でのご議論につきまして、後ほど事務局から報告をさせていただき、ご意見等を賜れればと考えております。

それから、本日の審議会でございますが、先般審議をいたしまして、改定作業を進めております国土利用計画の県計画の検討状況についてもご報告をさせていただき、ご審議をいただければと考えております。

そしてまた、県の土地利用基本計画の一部変更についても諮問をさせていただき、ご議論をお願いしたいと考えております。

審議内容は本日も多岐にわたりますが、お忙しい中本当に大変恐縮で

ございますけれども、濃密なご議論をお願いできればと考えておりますので、本日もよろしくお願い申し上げます。

司　　会　　ありがとうございました。
それでは次に鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

鈴木会長　　改めまして一言ご挨拶をさせていただきます。
皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして本当にありがとうございます。今、企画調整部長の井上さんからご挨拶がありましたけれども、この審議会で本格的に審議をしてまいりました新しい総合計画、名称が「いきいき ふくしま創造プラン」、これが12月に決定をいたしました。その過程で、委員の方々にさまざまな形で貴重なご意見をいただき、私なりにも大変よくできた計画ではないかと自負しているところであります。
それにいたしましても、せっかく策定した総合計画ですので、今後の進行管理、先ほど部長さんからお話がありましたが、今後の進行管理等が一層重要になってくると思いますので、皆さんのご協力、ご支援、ご意見を賜りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
これについても先ほどのお話の繰り返しになりますが、この審議会は国土利用計画についても審議をする、その任務を担っております。本日の主要な議論は、この国土利用計画について、昨年の11月５日に開催した審議会で、福島県の国土利用計画の改定についての諮問を受けました。その後、改定作業をするための部会を設置し、すでに１回はこの部会を開催しております。部会の検討状況等を踏まえて、本日経過をご説明させていただくというようなことになるかと思います。
それから、本日は、国土利用計画を基本とした、福島県土地利用基本計画といった計画がすでに動いておりますが、この計画についても節目節目で、内容の変更について皆さんにお諮りするということになっておりまして、これについても本日の議題になっているかと思います。
いずれにいたしましても、再三私が繰り返し述べておりますように、この審議会は県当局と県民を繋いでいく橋渡しの役割を担っていく、そういう審議会だと思っております。各方面からのお立場で、そういった役割を自主的に高められるように努めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
本日もよろしくお願いいたします。

司　　会　　ありがとうございました。
ここで、福島県土地利用基本計画の変更について、知事の代理として企画調整部長より当審議会へ諮問がございます。

恐れ入りますが、会長、部長、よろしくお願いいたします。

企画調整部長　（諮問）

福島県土地利用基本計画の変更について（諮問）

国土利用計画法第９条第14項で準用する同条第10項の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の変更について貴審議会に諮問いたします。

よろしくお願いいいたします。

司　　会　ただいまの諮問文につきましては、写しを委員の皆様にもお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にご用意させていただきましたのが、福島県総合計画審議会次第、出席者名簿、席次表の３枚と、資料の４「新しい福島県総合計画に係る策定経過及び周知・広報等の予定」、資料５「事業評価委員会における事業評価制度についての検討状況」、この合計２つの資料を机の上にご用意させていただいております。

なお、事前に送付させていただいております国土利用計画関係の資料１「福島県の土地利用の課題について」、資料２「福島県土地利用基本計画の変更について」、資料３「福島県土地利用基本計画書【平成22年２月一部変更（案）】」、参考資料の４つの資料につきましては、当日ご持参くださいますようお願いしていたところでございますが、本日お忘れになった方がいらっしゃいましたら配布いたしますので、事務局までご連絡をお願いいたします。

また、ファイルを１冊、皆様の机の上に置いてございますが、これは国土利用計画（全国計画）の本文及び概要、福島県国土利用計画（第４次）の本文及び概要等の資料をまとめて綴ったものでございます。このファイルにつきましては、今後の審議会においても参考資料として使用していきたいと考えております。本日の審議会終了後に回収させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、参考としまして、審議会条例と審議会委員名簿をお配りしております。

不足等がございましたら、恐れ入りますが事務局にご連絡をお願いします。

では、これ以降は審議会条例第５条第２項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議　　長（鈴木会長）　それではここから私が議事進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

例によりまして、議事に先立ちまして、まず定足数の確認をいたしま

す。本日は委員は全員で25名ですが、本日は25名中19名が出席しておられます。本審議会が有効に成立していることを確認いたします。

続きまして、議事録署名人を２名選びたいと思いますが、私の方から議事録署名人２名をご指名させていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

お一人は寺部委員、もうお一人は久保委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。

まず議事の１の福島県国土利用計画の改定について、事務局よりご説明ください。お願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、国土利用計画法の概要についてご説明をいたします。参考資料をご覧ください。参考資料の１ページでございます。

おさらいという感じになりますけれども、まず、国土利用計画法には国土利用計画及び土地利用基本計画というものが規定されてございます。国土利用計画は、国土利用の将来像を示すという長期的な構想、具体的には国土の利用に関する基本構想、農用地、森林、宅地等、地目ごとの考え方と、その目標値等を定めたものでありまして、全国計画、都道府県計画、市町村計画の３段階の計画体系が構築されておりまして、国土利用に関する行政上の指針となるものでございます。

なお、ここに書いてございますが、全国計画といいますのは、今までに一次から四次まで策定をされておりまして、現在の計画は平成20年７月に閣議決定をされております。また、県の計画につきましても、一次から四次まで策定されておりますが、現在の計画は平成13年３月に議会で議決をされて決定したものでございます。

次に２ページをご覧いただきたいと思います。土地利用基本計画でありますが、土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域の土地利用の基本方向、それから、それが重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定めているものでございます。一言で申し上げますと、基本構想を示した国土利用計画に対しまして、土地利用基本計画は五地域の図面表示を中心とした即地的な計画であるということでございます。

この土地利用基本計画は、全国及び県の国土利用計画を基本として策定されるものでありますけれども、この土地利用基本計画に即しましてそれぞれ個別法が運用されるという法体系となってございます。

次に、資料１をご覧いただきたいと思います。カラーのグラフが載っているものでございます。県の国土利用計画の改定についてでありますけれども、先ほど会長からもお話がありましたが、昨年11月５日に総合計画審議会に諮問したところでありますけれども、去る１月15日に第１

回目の国土利用計画改定検討部会を開催したところでございます。この部会におきましては、本県における土地利用の現状と課題についてご審議をいただいたところですが、その内容についてご説明いたしたいと思います。

まず１ページでございますが、１番目の社会経済情勢の変化と土地利用への影響ということでございますが、まず第１に人口減少と高齢化の進行というところでございます。本県の人口は、今後、グラフのとおり大幅な減少が見込まれるわけでございますが、人口が減少することによりまして､住宅地などの土地の需要構造が変化することが考えられます。また、高齢世帯の増加とか、あるいは世帯人員が減少する、このような世帯構造の変化といいますのは、利便性の高い地域への居住志向が高まるなど、住まい方に変化をもたらすものと考えられております。

次に２ページをお開きいただきたいと思います。２番目といたしまして産業構造の変化というものが考えられます。第三次産業の割合の増加や、医療や福祉、環境、先端技術、情報といった新たな需要の創出が見込まれる産業への転換といった産業構造の変化といいますものは、企業立地それから土地利用の動向に影響を及ぼすということが考えられます。

次に３番目でございますが、地球環境問題の深刻化でございます。気温上昇等、地球環境問題の深刻化といいますのは、生態系への影響、あるいは水害や干ばつなど自然災害の甚大化など、社会に及ぼす影響が大きいものと考えられております。このため、低炭素型の社会構造へ転換を図っていく必要があるということであり、土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられております。

次に３ページにいきまして、４番目といたしまして土地利用への社会的要請でございます。土地利用のニーズが最近は量的充足から質的向上へと変化しており、災害に強い県土づくりや次世代に残すべき自然環境や景観の保全など、質的向上の視点から土地利用を考える必要があると考えられます。

以上が社会経済情勢の変化と土地利用への影響でございますが、部会の中でも、これら社会経済情勢の変化を、今後共通認識として持って考えていく必要がある非常に重要な問題であるという指摘がされております。

次に４ページをお開きいただきたいと思います。２番目の土地に関する動向でございますが、まず(1)の地価の動向でございます。グラフを見れば明らかなように、下落幅は縮小傾向にはありますけれども、地価の下落は引き続きずっと続いているという状況にございます。

次に土地取引の動向を見ますと、総土地取引の件数の推移は平成３年をピークに減少しているということでございます。つまり、地価の面からも土地取引の面からも、土地需要は減少している、土地利用転換圧力

は低下しているということが見てとれるということでございます。

次に５ページをご覧ください。３の土地利用の現状と課題でございますが、まず１番目の土地利用面積の推移でございます。平成11年から平成20年までの推移を見ますと、農用地あるいは森林につきましては、開発傾向は弱まってはいるものの面積の減少が続いている。一方で宅地や道路面積については増加傾向が続いているという状況でございます。また、耕作放棄地などの増加によりまして、その他の土地の割合が高くなっているという状況になってございます。

次に６ページをお開きいただきたいと思います。都市的土地利用でございます。グラフには人口集中地区における人口の分散について書いてございますが、人口集中地区における人口・面積は増加傾向にありますが、人口密度につきましては減少傾向にあるということでございます。つまり、市街地が郊外に広がってきたこと、それに伴いまして、人口が中心部から郊外に移り分散化しているということを示しております。

また、下のほうのグラフを見ていただきますと、総住宅数は既に世帯数を上回っているわけでございますが、総住宅数の増加とともに空き家の割合も増加しているということでございまして、特に都市部や人口集中地区での空き家の割合が高くなっているということでございます。

次に７ページをご覧いただきたいと思います。３番目の自然的土地利用でございます。農地や森林の都市的土地利用への転換は減少傾向にあります。一方で耕作放棄地が大きく増加しておりまして、農業生産基盤の機能低下とともに県土自然環境保全等の公益的機能の低下をもたらすことから、この解消が課題となっているということでございます。

次に８ページをお開きください。これら都市的及び自然的土地利用に関しましては、部会の中で、耕作放棄地や手入れされていない森林、空き地、空き家などの低未利用地の有効利用が課題であり、実態を踏まえて土地利用のあるべき姿について考える必要があり、また、土地開発圧力が低下している中で、これからは土地の管理の視点も必要であるという指摘がされております。また、事例に載ってございますが、長野県の事例や菜の花プロジェクトにつきましても部会の中で話題となったところでございます。

次に９ページをご覧ください。４の土地利用に関する計画の策定状況でございますが、最も即地的となるはずの市町村国土利用計画の策定率といいますのはご覧のとおり低い状況にございます。これは運用面では個別規制法がございますので、市町村計画をつくるインセンティブがなかなか働きにくいということもあるものと考えられます。

部会におきましても、県計画においては、個別法では対応し切れない問題について土地利用の大きな方向性を示すことが必要であり、また、県計画と市町村計画との連動性を考える必要があるという指摘がされております。

事例といたしまして、三春町における土地利用計画の策定について記載しておりますが、個別規制法の規制が総体的に緩い、いわゆる「白地地域」において、虫食い的な開発が進行するなどの問題を解決するため、地域全体の土地利用計画を住民が主体となって策定したものでございます。この三春町の計画は非常に優れた計画であると考えておりますが、ここまでいかなくても、全ての市町村が計画の策定に取り組んでいただけるような環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、本県の土地利用の課題について、部会での検討状況を交えてご説明をいたしました。今後はこのような課題を踏まえまして、県土利用に当たっての基本理念、基本方針、地域類型別の県土利用の基本方向等について検討していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

議　　長　　どうもありがとうございました。

今の資料１、それから参考資料ということで、国土利用計画の概要を含めてご説明をいただきましたが、これらについて何かご質問等ございましょうか。

長澤委員　　お聞きしたいと思います。まず４ページなのですけれども、一番下の言葉の意味が分かりませんのでご説明ください。「土地利用転換圧力」という言葉が次のページにも出てきております。この意味をご説明ください。

もう１点ですけれども、９ページです。(1)の「即地的となるはずの市町村国土利用計画の策定率が低い」という説明がございました。この図を見ますと、策定済みが83.1%、ここがちょっとわかりませんけれども、次が目標年次を未経過として44.1%と示されておりますが、この関連性について説明をいただきたいと思います。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

２点ございました。ご説明ください。お願いします。

土地・水調整課長　　まず４ページの「土地利用転換圧力」ということでございますが、今まではどちらかといいますと市街地が拡大する方向にございまして、市街地が拡大していけば、当然、農地を潰して市街地にする、あるいは森林を潰して市街地にするといったようなことがずっと行われてきたわけです。

今後、土地の需要がだんだん無くなってくると、そういった圧力が少なくなってくる。つまりは、土地の転換、農地から都市、あるいは森林から市街地とか、そういった転換の圧力が弱まってくるということを、

「土地利用転換圧力の低下」と示したものでございます。

もう１つ、９ページでございますが、この表の説明でございますが、市町村数は現在全59市町村ございます。そのうち、市町村国土利用計画を策定している市町村が49あるということでございますが、この策定済の49市町村の中で、かなり古く策定し、すでに目標年次を過ぎているものが、これでいいますと23市町村、まだ目標年次に達していない、つまり、有効といいますか、そういったものが26市町村と、こういった意味でございます。

以上でございます。

議　　長　　49市町村の内訳ですね。ちょっと不親切だったかもしれませんが、それでご理解ください。

ほかに何かございましょうか。

よろしいですか。国土利用計画等についての部会の議論の第１回目がありまして、そのとき、こういう現状認識等を踏まえて今後の計画のあり方というものをちょっと考えなければいけないねという話になって、この中の資料にもありましたけれども、長野県ではすでに農地に地目を決めていましたが、そこが遊休農地になって放り出していたら、なんということはない、そこがもう林の状態になって、森林状態になっているところと遊休農地と、両方出てきた。そこのところをもうちょっと見直すと、国土利用計画における地目としては森林地域としてきちんと位置づけた方がいいのではないかとか、そういった課題が全国でたくさんあって、具体的に取り組んでいるところが長野県ということで、今検討しているということであります。

それから、土地利用全体について、先行的な事例はまた後ほど説明があると思いますけれども、神奈川県などは全県を挙げて土地利用についての条例づくりが進んでいるというようなことで、あちこちで、こういう右肩上がりではない時代において、ほとんど需要がない中で荒らされてしまったり放置されてしまったり、そういう中でどうしたらいいか、本当は資源を守るような力がもっともっと必要なのだけれども、自然環境の保全に対してコストが非常に高いという議論が一つ抜けているために放置されるわけです。森林資源にしてもそうです。そういうものを、保全のためのコストが非常に高いはずなのに、これを誰が負担するのかという議論がちょっと抜けていたということで、随分そういう議論が出てまいりました。

そんなこともあって、これから福島県の計画づくりの中でも、もっと現実にリアリティのある計画づくりにしていかないといけないということも部会の中での議論になっていくと思います。

この議題の１についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、議事の２の、先ほど諮問のありました項目であります。「福島県土地利用基本計画の変更について」、これについて事務局からご説明ください。お願いします。

土地・水調整課長

それでは、福島県土地利用基本計画の変更についてご説明を申し上げます。

申し訳ございませんが、また参考資料を見ていただきたいと思います。参考資料の３ページをお開きいただきたいと思います。福島県土地利用基本計画について記載してございます。５ページには土地利用基本計画の体系図がございますので、あわせてご覧いただければと思っております。

先ほどご説明いたしましたとおり、土地利用基本計画というものは国土利用計画を基本として策定されたものでございます。福島県の土地利用基本計画は、福島県の区域について総合的かつ計画的な土地利用を図るため、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域と、土地利用の調整等に関する事項について定めたものでありますが、五地域を５万分の１の図面に表示しました計画図と、土地利用の調整等に関する事項について記載した計画書、この２つからなっております。

皆さんの前に、床面に図面を広げてございますが、この図面は東北地方における五地域を20万分の１の図面に表示したものでございます。黄色い部分が農業地域、緑の部分が森林地域、赤い部分が都市地域、青が自然公園地域、紫が自然保全地域ということでございますが、重複している部分が多く、色が錯綜していますので非常に分かりにくいとは思いますけれども、大体の傾向が掴めるのではないかと思っております。

参考資料に戻りまして、土地利用基本計画の役割ということでございますが、役割が３つございます。１つ目が行政内部の総合調整の役割でございまして、土地利用基本計画というものは、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として位置づけられておりますことから、これら個別規制法の枠を超えて土地利用の総合的な方向づけを行いまして総合調整をするという役割でございます。

２つ目は土地取引規制の根拠でございますが、国土利用計画法に基づく土地取引に係る届出につきまして、直接的な規制の基準となっているということでございます。

３つ目は間接的な開発行為の規制基準ということでございますが、開発行為に対しましては、土地利用基本計画に即しまして各個別規制法が土地利用に関する規制を行うこととされていることから、土地利用基本計画は開発行為に対する間接的な規制基準となっております。

参考資料の４ページには五地域の定義を記載しておりますが、個別規制法で定めた土地利用基本計画の地域・区域区分は土地利用基本計画に

即することとなっておりまして、その内容が乖離しないように総合調整を行うこととなっております。

このことを踏まえまして、本日ご審議をお願いいたします福島県土地利用基本計画の変更案件についてご説明したいと思います。

資料２をご覧いただきたいと思います。本日ご審議をいただくのは五地域区分の変更と計画書の変更でございます。

まず、五地域区分の変更でございますが、変更には個別の土地利用計画を変更するため、あらかじめ土地利用基本計画を変更するパターンと、開発等が行われたことにより土地利用基本計画を変更するパターンがございます。本日の変更案件は５件ございますが、いずれも後者のパターンでありまして、林地開発が完了しまして現況が森林ではなくなったために森林地域の縮小をしようとするものであります。

それでは１件ずつご説明をしたいと思います。資料２の６ページをお開きいただきたいと思います。

整理番号１、いわき森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。この変更案件はいわき四倉中核工業団地として造成が完了した区域につきまして、森林地域を７ヘクタール縮小するものでございます。左側に表示しておりますのが位置図でございまして、今回の変更箇所を黄色で表示しております。

右側にございますのが今回変更する区域を土地利用基本計画図に表示した図面となります。ちょっと見にくいと思いますが、この図面の緑色で囲まれた部分が森林地域でございます。図面の中央付近の黄色の太線で囲まれた部分が、今回森林地域を縮小する範囲となります。

左側の下側に五地域の指定状況の表というものがございますが、こちらをご覧ください。この案件の場合に、変更前の森林の丸がなくなりまして、今後は都市地域のみが指定されているという地域となります。右側の四角の中には変更を必要とする理由について記載をしております。

以上が整理番号１、いわき森林地域の変更内容となります。

今回の変更案件は全て森林地域の縮小でありますので、他の４件の変更区域説明図につきましても、６ページと同様の方法で記載をしております。

次に７ページをご覧ください。整理番号２、いわき森林地域の縮小でございます。この変更案件は、火葬場の敷地として造成が完了した区域につきまして、森林地域を７ヘクタール縮小するものでございます。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲ということになります。今後は森林地域から外れますと都市地域と農業地域が指定されているという区域となります。

次に８ページをご覧ください。整理番号３、天栄森林地域の変更案件でございます。この案件は現況が多目的広場として造成が完了した区域につきまして、森林地域を７ヘクタール縮小するものでございます。右

側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がその範囲となります。今後は農業地域のみが指定されている地域ということになります。

次に９ページをご覧ください。整理番号４、会津坂下森林地域の変更案件でございます。この案件は、砂利採取をしていましたが、その跡地を畑地として造成した区域につきまして、森林地域を７ヘクタール縮小するものであります。右側の計画図中央に黄色の太線で囲まれた部分がありますが、その部分がこの範囲となります。

次に10ページをご覧ください。整理番号５番、楢葉森林地域の変更案件でございます。この案件は多目的ダムである木戸ダムの施工に伴う残土処理場の法面としまして造成が完了した区域、黄色の太線で囲まれた部分がございますが、この部分がその範囲となります。今後は農業地域のみが指定されている地域となります。

利用状況につきまして写真により確認ください。整理番号１、いわき森林地域の現況でございます。ここに赤いラインがありますが、この赤いラインから手前部分が変更範囲ということでございまして、ご覧のとおり工場用地として整地された状態となっております。

続きまして整理番号２、いわき森林地域の現況でございます。この赤いラインで囲まれた部分が変更範囲でございまして、もう既に火葬場等が建ってございますが、ご覧のとおり火葬場となってございます。

続きまして整理番号３、天栄森林地域の現況でございます。赤のラインから手前が変更範囲でございまして、ご覧のとおり多目的広場として整地された状態となってございます。

整理番号４の会津坂下森林地域の現況でございます。赤のラインから手前側が変更範囲でございまして、ご覧のとおり畑地となった状態でございます。

続きまして整理番号５、楢葉森林地域の現況でございます。逆光で少し見にくいですが、この赤いラインから手前側が変更範囲でございまして、ご覧のとおり木戸ダムの残土処理場の法面となってございます。

現況は以上です。

それでは資料２に戻りまして、１ページをご覧いただきたいと思います。こちらに総括表が載ってございますが、本日の変更案件につきましては、開発が完了いたしまして現況が森林ではなくなったことにより森林地域を縮小するというものでございまして、今回の変更の結果、森林地域が32ヘクタール縮小するということでございます。

３ページをご覧ください。変更に係る調整経過でございます。

最終12ページをお開きいただきたいと思います。参考に、五地域面積の推移についてでございます。

以上が図面の変更ということでございますが、次に計画書の変更概要でございます。恐れ入りますが２ページに戻っていただきたいと思います。２ページをご覧ください。

２ページの真ん中より下、２番目の計画書の変更概要であり、条項を変更しているというものでございます。

11ページに新旧対照表が載ってございますのでご覧いただきたいと思いますが、土地利用の原則の③森林地域、保安林の部分でございますが、「並びに」以下を追加するというものでございます。

なお、今後の手続きといたしましては、本日の審議の結果を受けまして、国土交通大臣と協議をし、国土交通大臣の同意を得まして福島県土地利用基本計画の変更が決定するということになります。その後、個別規制法の計画、今回の場合ですと森林法に基づく地域森林計画の変更手続きを行うということになります。

以上が審議事項でございます。次に審議事項ではございませんが報告事項がございますので、参考資料の８ページをご覧いただきたいと思います。

土地売買等の届出件数の推移ですが、平成17年10月に道路公団が民営化され、高速道路に関する土地売買について届出が必要となった関係で、近年、相双地区、これは常磐自動車道に関するものでございますが、土地売買の届出件数が増加しております。

次に大規模土地利用の事前指導要綱に基づく受理状況でございますが、平成21年はございませんでした。次ページの９ページに土地売買等届出制度の概要、それから大規模土地利用事前指導要綱の概要について記載してございますのでご覧いただければと思います。

以上が、委員の皆様への報告事項でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。お願いいたします。

國井委員
（代理 矢吹氏）

質問していいでしょうか。

10ページの変更を必要とする理由の中で、「木戸ダムの施工に伴う残土処理場の法面として利用されており」と書いてあるのですけれども、残土処理場自体は現況は何だったのでしょうか。

議　　長

今のご質問を確認しますか。法面と書いてあるけれども、残土処理場自体はどうかというお話だと思いますが。

土地・水調整課長

すべてオートキャンプ場にするという計画でございまして、森林地域からすべて除くという計画でございましたが、途中から計画を変更いたしまして、自然体験空間、森林公園として使用するということで、平場の部分については森林地域として残すということになってございますの

で、今回、残土処理場の法面部分だけ森林地域から除外するということでございます。

國井委員
（代理 矢吹氏）

了解しました。

議　　長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。皆様にご理解賜らないといけないと思いますのは、計画の変更についてのプロセスには、私たちにはほとんど関与できません。個別法や国等のプロセスに基づいて変更がこうやって行われて、我々はこの変更結果を追認するだけと、実はこういうことです。
そこで、私たち自身が、県が、あるいは審議会が、あるべき姿だとか、その変更について、どう関わるかということについて、これを変えていこうではないかということで、モデル的に展開したものが先ほど紹介のあった三春町の事例であります。できることならば、全県下の市町村レベルでこういう開発行為について、土地利用転換に、よりオープンな格好で関われるような、そうして土地利用転換についてあるべき姿を追求しようではないかというようなことで、今回に関する限り、こんな手続きで、結果として変更になったものを皆さんにご承諾をいただく、こういう手続きになっているわけであります。
中身まで入り込めないところがあって内心忸怩たる思いもないわけではありませんが、これからの展開方向はその辺を議論することにして、今回の案について、これでよろしければご了解いただきたいと思います。
ところで、土地利用基本計画に関しては、現在、国土交通省において研究会を設置しております。私はその研究会にメンバーとして出席しておりますが、本県の土地・水調整課の方々も、この研究会に参加をしていただいています。そこで、国から、「土地利用計画の活用について（骨子案）」の提示がありましたので、この機会に、その内容についてご紹介していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

土地・水調整課長

それでは、参考資料の７ページをお開きください。今ほど鈴木会長からお話がありました土地利用基本計画の活用に関する研究会、これは平成20年に設置されておりますけれども、社会経済状況の変化によりまして、土地利用をめぐる情勢が大きく変化してきているということ、あるいは平成20年７月に国土利用計画（全国計画）が改定されたことに伴い、都道府県の国土利用計画あるいは土地利用基本計画の見直しが予定されていることが設置の理由としてあげられております。
これまでの検討状況ですが、平成20年度につきましては、土地利用基本計画の活用イメージについて、事例を踏まえまして手引書として作成をしております。手引書は土地利用基本計画を活用するにあたっての参

考となるように、国が策定したものでございます。

また、今年度につきましては、鈴木会長が委員となっており、また、本県も研究会に参加しておりますが、土地利用基本計画の役割とその評価について検討を行い、土地利用基本計画の活用のための具体的方策を取りまとめる予定となっております。委員の皆様のファイルの中に、「土地利用基本計画の活用について」という現時点の骨子案を綴じておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

内容についてかいつまんで申しますと、まず、土地利用基本計画が都道府県土の実情に合った実効ある計画となってこなかったという評価が最初にございまして、この評価のもとに課題としまして土地利用を規制・誘導することが十分にはできない計画白地地域が存在していること、あるいは、許可権限が個別規制法ごとに国・県・市町村に分散していること、こういったことが課題として挙げられております。

活用のための具体的方策といたしましては、１つ目といたしまして、土地利用基本計画というのは都道府県の現在及び将来を展望して、あるべき土地利用を想定する計画であることを念頭に、将来の土地利用を展望し先導するという意味で、個別規制法による地域・区域指定に先立ちまして計画図に落としていく。つまり、後追いではなくて事前予防的ゾーニングを土地利用基本計画のほうでできないかということ。２つ目といたしまして、土地利用基本計画というのは個別規制法との的確な受け渡しなしには、その計画意図が実現しないということでございますので、どこまで、どのようにして、即した運用をするかというルールについて合意形成を図ることができるか、こういったことが主な論点として挙げられております。

研究会では、今後、この骨子案をさらに検討して、今年度中に成案にしたいということでございます。

以上でございます。

議　　長　　これからの方向性について、今、そのような球出しを少しずつ国においても行っています。福島県についても、あるべき姿に少しでも近づけたいということで部会等で議論をしていければいいと思っています。

とりあえず、きょうの議題は五地域でこの土地利用転換を図るという案件ですので、これにかかわってご質問、ご意見を賜りたいと思いますが、念のため、もう一度皆さんにお諮りしたいと思います。この案件についてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

それでは、先ほど冒頭に知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の変更について、これについては「適当と認める」という旨でその答申をするということにしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」という声あり）

どうもありがとうございます。では、これについては異議がないものとして決定させていただきます。

なお、いつものことですが、この答申の文案につきましては私の方で事務局と相談して文案を決めて答申書をつくるということにさせていただきたいと思いますが、これについてもご了解いただけますでしょうか。もちろん、その答申書については、後ほど皆さんにご通知するようにいたします。

では、本日の議事の３、その他ですが、事務局から何かございますか。

総合計画課長　総合計画課長でございます。

お手元の資料４、資料５についてご説明をさせていただきたいと思います。新しい福島県総合計画に係る策定経過及び周知・広報等の予定でございます。

この件につきましては、先ほど企画調整部長が冒頭のご挨拶の中で申し上げましたけれども、経過についてご説明いたしますと、前回の総合計画審議会は11月５日に実施されたわけでございますが、その後の経過ということで、11月18日に「いきいき ふくしま創造プラン」という名称で、「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」という基本目標を持った計画が決定されたところでございます。

また、総合計画が議会の議決対象になっていることから、12月議会に議案として提出いたしまして、17日には、丸の２つ目でございますけれども、福島県長期総合計画審査特別委員会で質疑がなされ、採決がさらになされたところでございます。その採決の結果でございますが、進行管理の結果につきましては、県民にわかりやすく公表するとともに、議会に対しても総合計画の進行管理の結果を報告するようにとの意見がついたところでございます。議会の最終日の12月21日には本会議で採決されまして正式決定の運びとなったところでございます。

次に２番目の新しい総合計画の周知・広報等の予定でございますけれども、委員の皆様方にお送りした計画書につきましては、これは議案ベースでございまして、現在計画の製本・配布について、計画書本体、概要版、子ども版について製作をしてございます。これを年度末までに印刷をいたしまして、速やかに関係機関に配布したいと考えてございます。

来週の８日から12日にかけましては、県の職員、それから市町村の職員向けの説明会を開催し、また、県民の皆様に対しましては、県の広報誌や新聞広報によりまして、新しい総合計画の内容の広報を行う予定としてございます。そのほかに、いわゆる出前講座等があれば積極的に出かけご説明をしたいと考えてございます。

一番最後の丸でございますけれども、県内７地域で開催をいたします地域懇談会において、新しい総合計画の内容を説明したいとも考えてございます。

資料４については以上でございます。

続きまして、事業評価委員会における事業評価制度についての検討状況を資料５でご説明をしたいと思います。

まず、１番目の審議経過でございます。現在の長期計画でございます「うつくしま21」のスタートに合わせまして、平成13年度から事業評価制度を本格的に導入してございます。このたび新しい総合計画のスタートが４月からとなりますので、これに合わせまして、事業評価委員会におきまして現行制度の見直しを行ったところでございまして、昨年の11月、本年の１月の20日に、それぞれ事業評価委員会で制度の見直しを行ったところでございます。

続きまして２番目の現行の事業評価制度についてでございますが、経緯といたしましては、今ほど申し上げましたように「うつくしま21」のスタートに合わせて評価制度を設けてございまして、平成16年度からは外部の委員の先生方による事業評価委員会を設置して第三者機関評価を実施してございます。

次に評価の対象・実施方法についてでございますけれども、これは施策の評価と個別事業評価という大きな２つの流れになってございます。内容については以下のとおりとなります。

続きまして３番目の現行の事業評価制度における主な課題でございますけれども、１つ目の個別事業評価の偏重でございます。実は、個別事業評価のほうが対象件数も多く、どうしても個別事業評価に力点が置かれてしまうために、いわゆる施策の評価というものを考えるとき、個別事業評価の単なる積み上げになってしまっているという指摘がございます。そうなりますと、いわゆる「木を見て森を見ず」といった評価になりがちだと、全体の施策があって、そこで事業をはめていくということではなくて、事業単体の見方に止まってしまうといった指摘がございました。従いまして、下の方に書いてございますように、施策レベルでの検証が弱いのではないかというご意見等がございました。

２つ目の総合計画の進行管理と評価の関係でございますが、事業評価は事業評価、総合計画は総合計画の進行管理ということで、２つに分かれた形での進行管理・評価を行っているのが現状でございます。

裏のページをお願いいたします。３つ目の評価結果の活用でございますけれども、本来、評価結果を翌年度の事業、さらには施策に生かしていくことが非常に重要なことであり、本来の目的でもあるのですが、なかなかこれが実現に結びついていないという弊害がありまして、やはり、この傾向というものは、評価自体が目的化してしまっているのではないかというご意見、ご議論があって、今後、新しい総合計画にあっては、評価した内容を改善や見直しに繋げていく部分に力を入れていくべきではないかという意見がございました。

その結果、４番目の見直しの方向性でございますけれども、１つ目と

して施策中心の評価にしていこうということ、それによって、個別事業の評価に力点を置くのではなくて、大局的な視点から全体を評価できるようにしていきたいということでございます。

２つ目の総合計画の進行管理との一体化につきましては、総合計画の推進に当たっては、効果的・効率的な進行管理を行っていく必要があり、新しい総合計画ではその進行管理プロセスに評価が明確に位置づけられている、これは後ろの方のページにございますけれども、総合計画の中の第６章の「計画の推進のために」の実効性の確保で、計画の進行管理の中では「毎年度、重点施策の達成状況を指標などにより点検・評価します」と明言してございますので、こういったことも踏まえて一体的な管理を行っていくべきではないかという議論がなされたところでございます。

したがいまして、評価につきましても総合計画審議会などが第三者評価機関としての役割を担って、総合計画の進行管理と合わせて一体的・一元的に審議することが望ましいのではないかといった議論がございました。

３つ目、評価結果の効果的な活用でございますけれども、これは、言わずもがなになってしまいますが、評価結果を全庁的に共有して、それらの課題に対応する方策は何かといった部局横断的な検討を、今も実施してございますが、さらに強化すべきだというご意見がございました。

その下の絵が見直しのイメージでございまして、現行に比べて見直し後ということで、施策評価に力点を置くということ、進行管理と評価について審議会が行っていくということ、審議会からのご意見等を受けて、部局横断的な検討で新たに見直しを行った形で事業の構築に生かしていくようなこと、こうしたことについて今後の検討課題であるいうことで、宿題といったことをいただいてございまして、２月８日に事業評価委員会からの具申がなされる予定でございます。

以上でございます。

議　　長　　総合計画に我々審議会がかかわってきて、いよいよ来年度、平成22年度から新しい総合計画のもとに県政が新たなスタートを切ります。その準備をさまざまな格好で県当局でしていただいておりますが、その中に計画の進行管理をどうするのかということが大きな課題として議論されるようになり、従来の方式を幾分でも新しく充実したシステムに変えていく必要があるのではないかといったことが事業評価委員会の中で議論されて、それが、今お話があったように、２月８日に知事に具申をすることになっております。そのようなことの経過やら中身についてご紹介いただきましたが、これを機に、何か皆さんのほうからご注文やらご意見はございますでしょうか。

瀬谷委員
（代理 山田氏）

行政の事業の評価というものは、ある意味では非常に難しい部分があるのだろうという感じがしております。しかし、その反面、やはり非常に大事なわけです。ややもすると、どうしてもやりっ放し、あるいは予算が単年度予算ということもあって、なかなか評価にまでは結びついていかないというのがこれまでの行政のやり方で、そういう意味では、今説明があったように、この評価に重きを置くというのは、この計画の進行管理上は大変重要かなと感じております。

それで、ちょっと感じますのは、国が行った事業仕分けというものがあります。新しい政権で、どちらかというとあれ自体もいろいろ問題があるのですが、少なくてもあれだけ国の事業を、ある程度は焦点化されている事業なのでしょうけれども、そうは言いながらも、いわゆる行政でやる仕事に対して非常にオープンに、しかも、非常に第三者的な方々も入れて、いろいろと国民の目線でそれを示したというのはある意味で画期的だと思います。恐らくあのやり方というのも、あのとおりではなくても、何らかの形で地方の方にもいろいろ波及はあるのだろうという感じがするわけです。

したがって、この評価というものが、少人数の閉鎖的なところでやるとすれば、多分あまり変わらないのだろうと。しかし、それをオープンに、公に、しかも幅広く県民の目線に立ってそれをやるとすれば、かなりのアクションも出てくるのだろうという感じがするのです。

したがって、やはり県というのは、当然市町村にとっても大きな先導的な役割もあると思いますので、この後、この評価のあり方というのを県当局がどういう形でどのように進めようとしているのか、もう少し何か考え方があればお示ししていただきたいと思います。

総合計画課長

まず、県の施策は何に基づいてやるのかという根っこの議論をさせていただきたいと思います。

今回、私どもの佐藤知事になって、今年が４年目になりますが、新しい総合計画の策定がなされました。当然でございますけれども、新しい総合計画の推進は県が単体でできるものではなくて、県民の皆様、ＮＰＯ法人、市町村の皆様、それから県、もちろん国、民間会社等も含めて、一緒になってやっていこうといった指針を示したところでございまして、計画に基づいて施策を進めて事業を行うということは当然やっていかなければならない部分だと思います。

従いまして、その計画に基づいた事業、昨日予算の発表がなされたところでございますけれども、それらについても検証をしていかなければならない。ただ単に、結果は何％だったとか、この程度進んだというようなことだけでは踏み込みが足りないのではないかと考えてございまして、事業評価委員会のほうからも、そこを一元的に、進行管理と評価というものを一体的な管理をしていくことが、計画そのものに対して、あ

るいは行政そのものに対しての信頼につながっていくのではないかという議論がなされたところでございます。
　したがいまして、現在の事業評価委員会につきましてもすべてオープンで行っておりまして、なおかつ、その結果につきましても、当然県民の皆様に対してはネット等を通じて報告をさせていただいているところでございますが、仮に一体的な管理になったとしても、今申し上げたようなやり方は踏襲させていただくということ、それから、合わせてやはり地域の声というものをよく聞かなければならないのではないかと考えてございまして、それを聞く方法というものを今後検討していきたいと考えてございます。
　以上でございます。

議　　長　　よろしいですか。
　ほかにいかがでしょうか。

寺部委員　　施策全体の評価がちょっと足りなかったのかなというお話だと思いますので、それは非常に重要なところかなと思います。
　ただ、ここで言わんとすることで分からなかったのは「個別の事業の評価に力点を置くのではなく」というところなのですが、現在どのように事業評価をやっているのか、ちょっと私は分からないのですが、個別の事業の評価というものも非常に重要だと私は思っています。ただ、評価の制度をどう作るかというのは非常に難しいですけれども、そういう意味で個別事業の評価を現在の事業評価委員会ではどのようにやっているということが分からなかったので教えていただきたいなというのが１つと、それから、この総合計画審議会で進行管理という意味での評価を審議してみるというのは、それはそれでいいかと思うのですが、ちょっと危惧をしますのは、庁内といいますか、役所の、行政の中で第一次評価をしたものを表にして、分厚い資料でボンとここに出されて、いかがなものかと言われても、この審議会は恐らく実質的な意味では機能しないのではないかという危惧を持っています。その意味では、やはりきちんと評価できるといいますか、細かいところまで県民の目線で審議できる、評価できる、そういう機会というのはやはり必要なのではないかなと思います。具体的にどう評価しているのかというのは分かりませんので、それを含めて教えていただきたいと思います。

議　　長　　よろしいですか。お願いします。

総合計画課長　　ただいまのご意見、ご質問につきましてですが、まず、現在の事業評価委員会というものは抽出調査という形で委員の先生方に関わっていただいてございます。今年度の事業対象となったのは、部局の評価そのも

のが118ということだったのですけれど、抽出はぐっと絞られて20数件になっております。

ところが、昨年度ですが、私どもの新しい総合計画を策定する前の総点検の段階になりますと800から900というふうな事業を部局で評価して、それから20数件の施策や事業を抽出して評価をするといった対応になってございまして、個別の事業がやはり主になっているために、どうした施策が必要か、あるいは弱いかといった議論がなかなか難しかったと考えてございます。

従って、今後、実は私どもで、礎と、安心・安全、思いやりといった柱が３つございまして、そこにそれぞれ２つの大きな政策があり、合計８つの政策がありまして、そこに基づいて重点施策として22ございます。この22の重点施策について、これは事務局の私案でございますけれども、大体２年から３年に一遍行う、それで総合計画、５年の計画だったらば二回りぐらいできるようにするということが望ましいのではないかと考えたところでございます。

従って、お手元の資料５にございますように、現行の個別事業評価というものを、資料５の裏のページになりますが、見直し後につきましても、各部局での個別事業評価というものは残したいと考えてございます。これをもとに、今申し上げた22のうちの半分程度の施策について１年ごとに点検する、２年程度で一巡するものを２回回すということができないものかということを検討してございまして、そのためには、寺部委員がお話になったように、審議会ではなかなか先生方がお忙しくて集まる機会も難しいだろうということになると、もっと機動的に対応すべき機関を設置する必要があるのではないかということも検討の材料になっていますし、さらには公認会計士の先生だとか弁護士の先生、あるいはその専門家の方、会社の経営者の方等についても、外部委員としてご参加いただくようなシステムも考えなければならないと思ってございます。

いずれにしても、実質今よりダウンということは絶対あり得ないような気持ちでございますし、私どもとしては、計画を基本的にしっかりと進行管理をして、さらに、その評価をしながらこの計画というものを県民に対してはっきりと披瀝できるようにしていきたいと考えてございます。

以上です。

議　　長　　その上で何か、寺部さん、ございますか。

寺部委員　　ありがとうございました。政策の評価をその中で次の計画に反映させていくというのは非常によろしいかと思っています。

この事業評価をする目的の一つとして、事業の見直しみたいなものが、改廃を含めてあると思うのですが、その計画の進行管理とは別に個別事

業について、これを止めるのか、見直すのか、充実するのか、そういったことを反映させるのも一つの意義だと思うわけです。

すごい量の事業ですから、とても大変な作業になると思うのですけれども、それはやられていると思いますけれども、その部分の本当の個別事業の評価について、行政だけでやっていくのか、やはり違った視点も入れることが必要なのではないかという、そこをどう制度設計するかということだろうと思うのです。その辺ちょっとご配慮いただければと思います。

実は私も全事業、第三者、要するに区民を入れてやるのを全庁的にやった経験がありますので、その大変さというのはすごく分かります。市民の方が勝手なことを実際言いますけれども、それに対して、この間テレビでやっていたのと同じなのですけれども、役所側がどう答えていくかということは非常にスリリングなところがあって、我々は役所側でしたが、本当に中継して市民の皆さんに見せられると面白いと思うくらい勝手なことを市民の人は言います。でも、それを全部受け止めて、できる、できないということを考えなければならないわけです。そういう刺激というのは非常に大事だと私は思っていますので、何らかのそのような精神が生かされるような制度運用をしていただければ生きるのではないかと思います。

議　　長

ありがとうございました。

ほかに何かご意見等ございましょうか。

安田委員
（代理 長島氏）

この審議会で評価をするということになると、例えば自分がそういう立場で行った場合という思いで発言をしたいと思います。

まず１つは、先ほども出ましたように、そのことを受け止めた回答があったわけでありますけれども、どうしてもそれぞれが仕事を持ち、調整しながらやっておりますので、なかなか継続的に出席できないことがありますので、その辺が第三者評価という任務を十分果たせるのかなという思いがします。それは日程調整をしてそれをやらなければならないわけでありますが、現実問題としてそれがあるだろうということで、やはり、精度の高い評価をするには今のような審議会の形がいいのかどうか、やや疑問点もございます。

もう一つは、評価の仕方、今のはちょっとわかりませんけれども、庁内でやったものを我々が資料を見て、そのときの思いで話をする、そのことが評価になるのかなという感じがしますけれども、もう少し整理をして、評価制度でありますから、県民の目線で、評価を効率的にするためには、これは第三者の方に、県民の目線での評価のチェックポイントみたいな評価基準といいますか、あるいはそれ自体を審議会でまず個別評価する前に、こういう視点で個別それぞれの立場での視点もあるので

しょうけれども、基本は県民の目線ということになれば、この辺がやはり評価のポイントになるのではないでしょうかといった目ぞろい的な、そんな議論も必要かと思います。

あるいはそれを審議委員でやるのか、誰か第三者に、まさに県民の目線での評価のチェックポイントはこの辺に留意してすべきではないでしょうかと、これはいわゆる県庁職員の方が作れば、それは評価される側でありますから、そうではなくて第三者の方に、そのようなこともあれば効率的な評価ができるのかなという感じがします。

それに全て囚われるのではなくて、共通的なポイントというのは県民の目線からあると思うのです。制度でありますから、効率的にできるような、精度をある程度高められるような仕組みというものを工夫いただけたらなと、こんな思いもいたします。

議　　長　　事業評価をするときの、個別であれ、施策であれ、共通のポイントというものが必要ではないかというご意見と、さて、総合計画の進行管理と一体化してやるということの先ほどの説明は重要だとしても、総合計画審議会がそれを引き受けるというのは、そうではなくて、別の第三者がいいのではないかと、こういう長島さんのご発言でよかったですか。

安田委員
（代理 長島氏）　　そうですね。大分何回もかけられるような日程調整をしないと、出たり入ったり、出たり入ったりするような状況の中ではなかなか難しいかなという感じがしますので、これは我々もある程度優先的に対応しなければならないとは思いますけれども、どうしてもそういうことが現実に出ますので、なかなかその辺が厳しさがあるかなと、こんな思いでおりました。

議　　長　　わかりました。私の方から、事業評価委員会の委員長も務めておりましたので、ちょっと経験を踏まえながら、足りない部分があったら事務局のほうで補足していただくといったやり取りでよろしいでしょうか。

事業評価委員会というものも、私がやってきて思うのは、今のような大変な日程調整は確かにあるのですけれども、例えば東京の民間企業を経営しておられる方だとか、あるいは公認会計士の方、いろいろな方に入っていただいて、かなりの回数をそれなりに任務感を持って全部こなせたように思います。

先ほど、なぜ個別の事業中心になってしまったのかというと、長島さんが言われたように、評価するときの視点とも関わると思うのですけれども、やはり個別の事業となると、与えられた予算を何年間でこなしていく、その予算が十分本当に使い切れて、その個別の事業がきちんとした成果をもたらしたかどうか、こういう話になるのですけれども、その点は結構、例えば、１年、２年、３年の予算の消化状況だとか、達成度

に対する指標が用意されていて、これが100％達成されたのか、80％なのかというようなことを、個別の事業ごとにマニュアルをつくっていただいて、我々はそれをチェックするということができるのです。

ただし、なぜ個別事業ごとの評価がちょっと問題かなと思ったのは、この事業と、別の事業の何が違うのだろうか、これを何か上手くできないだろうかということだとか、個別事業の達成度になると、これがうまく動いたことによって、大きな括りのここで言う施策中心というものですが、政策が本当に展開されたことになっているのだろうか、ここのところはどうも個別の中、精緻にやっていけばやっていくほど見えなくなっていくというところがあったりして、ここの部分を何とかこれまで事業評価委員会の機能と総合計画審議会の機能を一体化できないだろうか、いいとこ取りができないだろうかというのが今回の工夫なのだと思います。

それで、総合計画審議会はこの計画案をつくった、しかし、私は何度も言っていますけれども、この総合計画審議会は県民と県行政の橋渡し役ですので、どちらに偏るということではないと思うので、そういう意味での総合計画審議会の性格をきちんと確認した上で、この事業評価委員会的な機能をこの中でやると、進行管理というものとこの計画をつくったものとが、要するに一体的に運営できるのではあるまいかというのが、こういう見直しの方向の提案になっていることだと思います。

もうちょっと言うと、多分これは総合計画審議会のメンバーの方々に、今までの従来のさまざまな部会のように、このメンバーの方々にすべてこの中から６名とか７名選んでやるというようなことでいうと、この総合計画の施策だとか事業の中身は、かなり背景的な話だとか細々とした医療だとか福祉だとか、あるいは企業的なセンスが入るような必要も出てきたり、いろいろな課題がありますので、正直にいえば、この事業評価委員会的な機能をこの中で抱き込もうとすると、多分そういう専門性を持った人たちの応援だとか、そういうある種の機関ができたとして、そこにはこのメンバーの方々以外の方にも応援を求めないと、それは機能しないだろうなというのは、今まで事業評価委員会をやったときの私の実感であります。

だから、この絵柄でいうと、総合計画審議会とのやりとりとなっているけれども、それはちょっときついぞということが正直いってあります。だから、そこいらをどう補強するかという話を含めてやろうかなと思っていますけれども、長島さん、どうぞ。

安田委員
（代理 長島氏）

皆さんのお話を聞きまして、また、今の先生のお話を聞きまして、私なりの意見ですけれども、見直し後のこのイメージ図ですね。ここに見直し①、見直し②総合計画審議会、見直し③が部局横断的な検討という、その順番がございますが、私は環境審議委員をやっておりまして、そう

しますと、まず全体の施策の評価という見直し①の、この順番はいいと思うのですけれども、まず、その次に、部局横断的、つまり、環境、福祉、それから教育と、いろいろな分野があるわけですので、そちらでも評価制度は取り入れられます。

それから指標が全部入っておりますから、１年ごとに見直し・検討はしましょうというような合意形成がありますので、まず、部局横断的な検討を各部局でやりまして、それを吸い上げた形で見直しを総合計画審議会というような、この会ですが、この会ではちょっと荷が重いと、我々きょう集まっていまして､私などは特にちょっとよくわかりませんし、非常に皆さんも、またこういった専門的な施策の評価をするというのは大変大きな責務を伴うことになりますので、私は、もっと専門分野の方々を、先生がおっしゃいましたように、専門分野の方々を入れまして、それぞれのところ、どういう評価委員会というものをつくるのか、それとも、そちらの方も入れて、少し複合的に我々総合計画審議会のメンバーも入って、その他も入って、複合的なメンバー構成にするのか、それとも総合計画審議会のこのメンバー構成である程度チェックして、それで、最終的にそういった専門分野の方々が最終チェックをするという二段階層になると、これまた労力が大変かなとも思ったりするものですから、まず、見直しの評価の最終ラウンドのメンバー構成というのはもう少し皆さんで議論して詰めた方がいいのではないかといった気がいたします。我々メンバーだけではちょっと荷が重いということ。皆さん方に対する、皆さん各専門的な立場では臨んでおりますけれども、こういった施策の評価というのは非常に個々人の責任のみならず、やはり審議会全体の威信も関わってくるということもございますので、その辺をもう少し、どういう評価の制度をつくるかというのはもう少し議論した方がいいのではないかと思っております。

議　　長　　ありがとうございます。

総合計画課長　　今のご意見ですけれども、この見方そのものをご覧いただきたいのですけれども、現行というのは事業評価だけという扱いになっておりまして、違いが出てきているのが見直しの①番、②番、③番ということなものですから、流れとしてこう流れるということではございませんので、そこだけはご留意いただきたいと思います。

あと、今、委員のご発言の中で出てきたことなのですが、先ほど会長のほうからもお話があったように、現在、総合計画に関しては、少なくても昨年度以前までに関しては、進行管理といって実績の報告というものが主にあったわけでございまして、そうなりますと、それ以上の議論というものがなかなか出てこないということがありましたので、一体的な管理を行うということで、評価を行って進行管理を行うという二重の

絡み方をしていただくことで進行管理を一層適正にやっていただくと考えて、こうした見直しの部分について加えたところでございますので、今のお話のような形でいって、評価委員は評価委員として残す、それから進行管理は進行管理としてということになってしまうと、いささか進行管理については実績の報告というものが主になってくるという懸念もありますので、その辺は、ご留意いただければと思います。

議　　長　　要は、長島さんのご意見は、我々総合計画を作るというところまでは、ある意味では責任を持って我々の意見として答申を出して、これは総合計画になりました。この総合計画の進行管理をするということも何らかの格好で総合計画審議会が関わる、あるいは事業評価という格好で関わるというところが、事業の進行管理の一体化というところに盛られていると思いますが、おっしゃるように、先ほど言われてた事業評価のときの機動力だとか、あるいは専門性とかいうと、この大世帯でやっていくのは難しく、専門性が十分かというと、その点にも問題があるので、正直言えば総合計画審議会のもとに、我々の合意のもとに、そういった進行管理だとか事業評価ができる部隊を我々の最も身近なところに置きませんかという、こういう提案だと思います。その姿形はどういうことについてはこれから議論したいと思います。

それで、先ほど紹介していただきましたように、来週２月８日のときに、あくまでも事業評価委員会の方でこういう方向性がいいのではないかということを知事に具申をいたします。それで、具申をするまではこれは正式な文章ではありませんので、その具申をした後に我々総合計画審議会として知事に具申した内容を、では、総合計画審議会としてどういう具体的な姿形に着地点を見出すかというのは、おっしゃるようにこれからもうちょっと議論をしていきたい、こんなふうな手続きで進めたいと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。本日は第一ジャブです。最初の段階です。おっしゃるように、着地点はもうちょっと具体的に検討しないといけないと思います。

それで、もう少し私の方でも、具申案を受けた後の進め方について事務局と、それなりのしかるべき早い時期に具体案を作成して委員の皆さんにお諮りするという機会をつくりたいと思います。そのような段取りで考えておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、私が司会進行を担当する仕事はここまでですので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司　　会　　本日は誠にありがとうございました。

これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。

（以上）